

証券コード 1401
平成28年 8 月12日

株 主 各 位

山口県宇部市小串74番地 3
株式会社エムビーエス
代表取締役社長 山 本 貴 士

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成28年8月29日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年 8 月30日（火曜日）午前10時
2. 場 所 山口県宇部市相生町 8 番 1 号
ANAクラウンプラザホテル宇部 2階 「弥生の間」
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第19期（平成27年 6 月 1 日から平成28年 5 月31日まで）
事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 定款一部変更の件
- 第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4 名選任の件
- 第 3 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件
- 第 4 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第 5 号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以 上

-
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類及び添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.homemakeup.co.jp/category/ir/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

第19期（平成27年6月1日から平成28年5月31日まで）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府や日本銀行による経済・金融政策を背景に、企業収益や雇用・所得環境の改善等が見られ、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。しかしながら、中国をはじめとする新興国経済の減速や原油価格、金融市場の混乱等から、依然として、先行きに対する不透明感を払拭できない状況となっております。

当社が属する建設業界におきましては、東京オリンピック・パラリンピックに伴う発注に期待感があるものの公共投資は減少傾向が続くと予想され、資材価格や労務費等の建設コストの高騰が工事収益を圧迫する等、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は、新たに平成27年6月に埼玉支店（埼玉県）、福山支店（広島県）、下関支店（山口県）、同年9月に久留米支店（福岡県）、平成28年3月に名古屋支店（愛知県）を設置するとともに、既存店におけるパートナー（工務店等）との関係強化に取り組み、受注拡大を図って参りました。また、原価低減と経費削減、工事採算性を重視した受注推進の徹底、施工管理と品質・技術の向上に努めるとともに、人材採用及び育成にも積極的に取り組み、業容拡大や収益力の向上等も図って参りました。

これらにより、当事業年度における売上高は、2,114,524千円（前年同期比14.4%増）となりました。営業利益は、売上高の増加に伴う売上総利益の増加、事業拡大に備えた施工・営業社員の採用、支店開設費用の発生等により、209,238千円（同20.2%増）となりました。経常利益は、太陽光発電の売電収入32,853千円、外国社債に関する有価証券利息14,030千円、助成金収入15,061千円、減価償却費21,387千円、株式交付費8,153千円の計上等により、240,422千円（同15.9%増）となりました。当期純利益は、法人税等の計上により、164,261千円（同6.0%増）となりました。

このように、当事業年度におきましては、増収増益を達成することができましたが、さらなる経営体質の強化及び今後の事業展開に備えるため内部留保の充実を図っていく必要があることから、株主の皆様には誠に遺憾ながら当期も無配当とさせていただきます。お願い申し上げます。

セグメント別の業績は、以下のとおりであります。

(ホームメイキャップ事業)

ホームメイキャップ事業におきましては、ホームメイキャップ工法による内外装リフォーム工事等の増加により、売上高は1,948,646千円（前年同期比19.0%増）、セグメント利益は347,514千円（同19.0%増）となりました。

なお、地域ごとの売上高の内訳としては、関東地域（5支店）758,789千円（同9.0%増）、中京地域（1支店）410千円（当事業年度設置のため前年実績無し）、関西地域（1支店）130,324千円（同36.8%増）、中国地域（5支店）762,616千円（同30.5%増）、九州地域（2支店）296,505千円（同13.1%増）となりました。

(建築工事業)

建築工事業におきましては、新築工事・改修工事等が減少したため、売上高は164,074千円（前年同期比19.3%減）、セグメント利益は15,926千円（同37.1%減）となりました。

(その他)

F C加盟店に対するコーティング材等の販売に関する事業等で構成されるその他の事業におきましては、材料販売等の減少により、売上高は1,802千円（前年同期比76.8%減）、セグメント利益は506千円（同80.8%減）となりました。

(セグメント別売上高)

部 門	売 上 高 (千円)	構成比 (%)
ホ ー ム メ イ キ ャ ッ プ 事 業	1,948,646	92.2
建 築 工 事 業	164,074	7.8
そ の 他	1,802	0.0
合 計	2,114,524	100.0

(2) 対処すべき課題

① 販売チャネルの構築

当社は継続的な事業の拡大を図っておりますが、計画した収益を確保するために、さらなる強固な営業基盤を構築することが必要不可欠であると認識しております。

この課題に対処する施策としては、顧客を保有する既存パートナーとの関係強化による販売チャネルの確保・活用、新規パートナーの開拓に取り組むとともに、公共団体との関係強化や提案強化を図ります。また、全国への広域展開のため、支店出店計画も緻密な市場調査・戦略立案を行っていきます。

② 施工生産性の強化

受注拡大とともに施工現場における工事推進力を強化するには、標準化された施工ノウハウを実践できる社内のホームメイキャップマスターの育成、当社が設定した一定の技術水準を満たす外注業者（公式施工店）の選定・確保等が重要な課題と考えております。

この課題に対処する施策としては、社内のホームメイキャップマスターについては、社内打合せによる施工管理の日々の徹底、選定した外注業者（公式施工店）については、当社と先方との間で打合せや報告を密に行うことにより、厳格な品質管理及び施工管理に努めております。

③ 研究開発活動の促進

道路、橋梁等の大型修繕工事においては、より高い品質・性能の施工技術が求められ、当社としてもそれに応えていくことが課題となります。

この課題に対処する施策としては、より高度な技術の研究開発に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

④ 人材育成の促進

広域的な営業展開を図るためには、各拠点で責任を持って管理・提案営業が行える将来の幹部社員・中堅社員候補の優秀な人材を計画的に採用・育成することが重要な課題と考えております。

この課題に対処する施策としては、会社説明会・求人広告や学校廻り等により採用を強化するとともに、継続的なOJTによる対応力の向上に日々取り組んでおりますが、今後は、幹部社員・中堅社員への研修も企画して参ります。

⑤ 経営管理機能の強化

経営の効率化、緻密化を図るためには、全社的な内部統制システムの整備・運用のさらなる向上、コーポレート・ガバナンス機能のさらなる強化への積極的な取り組みが不可欠と考えております。

この課題に対処する施策としては、日々の業務フローの精査に加え、内部監査の人員・内容の充実等に取り組むことで内部統制機能の向上を図ります。さらにコーポレート・ガバナンス機能の強化として、意思決定の明確化、組織体制の最適化、内部監査体制の充実及び監査役並びに会計監査人との連携を強化し、加えて従業員に対しても、継続的な啓蒙、教育活動を行っております。

株主の皆様におかれましても、今後ともご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 平成25年 5 月期	第 17 期 平成26年 5 月期	第 18 期 平成27年 5 月期	第 19 期 (当事業年度) 平成28年 5 月期
売 上 高 (千円)	1,374,736	1,712,780	1,849,006	2,114,524
経 常 利 益 (千円)	86,526	166,029	207,447	240,422
当 期 純 利 益 (千円)	48,680	102,341	154,981	164,261
1 株当たり当期純利益	79円34銭	168円73銭	256円13銭	233円52銭
総 資 産 (千円)	1,352,856	1,806,325	2,135,683	2,396,003
純 資 産 (千円)	586,823	700,834	896,411	1,369,000

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

(4) 資金調達の状況

当社は平成27年 8 月13日に東京証券取引所マザーズ市場に上場し、公募増資により、総額300,304千円及び、運転資金として金融機関から長期借入金180,000千円の調達を行いました。

(5) 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は111,939千円であり、その主なものは太陽光発電設備及び調色機の取得であります。

(6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(7) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(9) 他の会社の株式その他持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(10) 主要な事業内容

当社は、独自のホームメイキャップ工法による内外装のリフォームを行うホームメイキャップ事業、新築及び改修工事を行う建築工事業、その他を営んでおります。

(11) 主要な事業所

本 社 山口県宇部市
支 店 福岡（福岡県福岡市）、東京（東京都台東区）、
大阪（大阪府茨木市）、広島（広島県広島市）、
横浜（神奈川県横浜市）、千葉（千葉県船橋市）、
周南（山口県周南市）、西東京（東京都町田市）、
下関（山口県下関市）、福山（広島県福山市）、
埼玉（埼玉県さいたま市）、久留米（福岡県久留米市）、
名古屋（愛知県名古屋市）
研 究 所 山口県宇部市

(12) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
85名	15名（増）	32歳1ヶ月	5年0ヶ月

（注）従業員数は就業人員であり、使用人兼務役員は含まれておりますが、臨時雇用者数4名（パートタイマー、人材会社からの派遣、季節工を含みます。）は含まれておりません。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(14) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株式会社三井住友銀行	183,182 千円
株式会社山口銀行	175,000
株式会社広島銀行	46,450

(15) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式に関する事項

- | | |
|--------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 2,478,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 727,500株 |
| ③ 株主数 | 1,000名 |
| ④ 大株主（上位10位） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
山 本 貴 士	190,800 株	26.2 %
極東ホールディングス株式会社	99,500	13.7
鳴 本 聡 一 郎	37,100	5.1
エムビーエス従業員持株会	24,400	3.4
田 中 栄	16,400	2.3
井 野 口 房 雄	15,400	2.1
山 本 朋 子	13,000	1.8
原 真 也	12,000	1.6
松 岡 弘 晃	12,000	1.6
安 藤 元 裕	9,100	1.3

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
- ・ 新株予約権の数
265個（新株予約権1個につき普通株式100株）
 - ・ 目的となる株式の種類及び数
普通株式 26,500株
 - ・ 新株予約権の発行価額
1個あたり 4,800円
 - ・ 新株予約権の行使価額
1個あたり 2,408円

- ・新株予約権の行使期間
平成30年9月1日から平成32年6月4日まで
- ・当社取締役及び監査役の保有する新株予約権の概要

	新株予約権の数	保 有 者 数
取締役 (社外取締役を除く)	255個	5名
社外取締役	一個	一名
監査役	10個	3名

② 当該事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権交付の状況

- ・新株予約権の数
235個（新株予約権1個につき普通株式100株）
- ・目的となる株式の種類及び数
普通株式 23,500株
- ・新株予約権の発行価額
1個あたり 4,800円
- ・新株予約権の行使価額
1個あたり 2,408円
- ・新株予約権の行使期間
平成30年9月1日から平成32年6月4日まで
- ・当社使用人の交付状況

	新株予約権の数	交 付 者 数
当社使用人	235個	39名

③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役に関する事項

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
山 本 貴 士	代表取締役社長	株式会社お成り道 取締役
松 岡 弘 晃	取締役ホームメイキャップ事業本部本部長兼東京支店長	
高 木 弘 敬	取締役ホームメイキャップ事業本部副本部長兼本店長	
栗 山 征 樹	取締役管理部長	
井野口 房 雄	取締役	株式会社インキュベーション&リボーン 代表取締役 株式会社社長室 取締役
伊 藤 尚 毅	取締役	株式会社ムーンスター 取締役
宮 崎 修 五	常勤監査役	
久保田 克 秀	監査役	有限会社片倉温泉くぼた 代表取締役 株式会社太和物産 監査役
前 田 隆	監査役	株式会社トライアンド L I E N株式会社 取締役 五洋食品産業株式会社 取締役 株式会社フロンティア 取締役 株式会社ボルコロッソ 監査役

- (注) 1. 取締役伊藤尚毅氏は、社外取締役であります。
2. 監査役久保田克秀氏及び前田隆氏は、社外監査役であります。
3. 取締役伊藤尚毅氏は、株式会社東京証券取引所及び証券会員制法人福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
4. 常勤監査役宮崎修五氏は、金融機関における長年の経験及び深い見識があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役久保田克秀氏及び前田隆氏は、企業経営等の豊富な経験及び見識があり、経営全般に関する相当程度の知見を有しております。

② 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役 5名 27,600千円

監査役 3名 1,200千円（うち社外監査役2名は240千円）

- (注) 1. 当事業年度末の取締役は6名（うち社外取締役は1名）であります。上記取締役の支給人員が相違しておりますのは、無報酬の取締役1名（うち社外取締役1名）が存在しているためであります。
2. 当事業年度末の監査役は3名（うち社外監査役は2名）であります。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職の状況及び当該兼職先と当社との関係

- ・ 社外取締役伊藤尚毅氏は、株式会社ムーンスターの取締役を兼職しておりますが、兼職先と当社との取引関係はございません。
- ・ 社外監査役久保田克秀氏は、有限会社片倉温泉くぼたの代表取締役及び株式会社太和物産の監査役を兼職しておりますが、兼職先と当社との取引関係はございません。
- ・ 社外監査役前田隆氏は、株式会社トライアンドの代表取締役、LIEN株式会社、五洋食品産業株式会社、株式会社フロンティア 3 社の取締役及び株式会社ボルコロソの監査役を兼職しておりますが、兼職先と当社との取引関係はございません。

ロ. 当事業年度における主な活動の状況

社外取締役伊藤尚毅氏は、当事業年度に開催した取締役会16回のうち12回出席し、審議に必要な発言を適宜行っております。

社外監査役久保田克秀氏及び前田隆氏は、当事業年度に開催した取締役会16回及び監査役会16回の全てに出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社定款において、社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは一定の限度を設ける契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点においては、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結しておりません。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

三優監査法人

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 11,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明記しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、監査報酬の見積もり等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務遂行状況等を総合的に判断し、監査の適正性および信頼性が確保できないと認めたときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人三優監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法が定める「業務の適正を確保するために必要な体制」について、次のとおり整備・運用しております。

なお、内部統制システムの運用状況については、基本方針に基づき、内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況並びに必要な応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。また、内部統制システムの目的である「業務の有効性・効率性」「資産の保全」「財務報告の信頼性」「法令等の遵守」を確保する観点から確認の手続きを行い、「内部統制システムの整備・運用状況」の評価を実施しております。

また、内部監査におきましては内部監査基本計画に基づき、当社の内部監査を実施しております。コンプライアンスについては、社内研修を実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制強化を経営上の重要課題と位置づけ、取締役及び使用人に法令・定款の遵守を徹底しております。代表取締役を委員長とする「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し全社的なコンプライアンス体制の整備、問題点の把握に努めております。また、監査役及び内部監査担当者は、各部門の業務遂行コンプライアンスの状況等について監査を実施するほか、法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を構築し運用しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に定めるところにより、文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しております。取締役及び監査役は、それらの情報を閲覧できるものとしております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理体制の整備、問題点の把握に努めております。またリスク管理を統括する部門を管理部とし、リスク管理に係る規程に基づき、各部門の担当業務に付随するリスクについては、当該部門にて個別規程、ガイドライン、マニュアルの整備、研修の実施などを行うものとしております。

組織横断的リスクの状況の監視並びに全社的対応は内部監査担当者が行うものとしております。内部監査担当者は、各部門におけるリスク管理の状況を監査し、リスクの顕在化が認められた場合は、リスク・コンプライアンス規程のリスク有事の体制に基づき、迅速かつ組織的な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整えております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図っております。

- 1) 社内規程による職務権限・意思決定ルールの方針の執行の効率化を図っております。
- 2) 取締役会による中期経営計画の方針、中期経営計画及び毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定及びそれに基づく月次、四半期業績管理の実施をしております。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、職務を補助する使用人として、内部監査担当者に、監査業務に必要な事項を命令することができるものとします。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事考課については、監査役の意見を聴取し尊重するものとします。また、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役及び内部監査担当者等の指揮命令を受けないものとします。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項については、速やかに報告、情報提供を行うものとします。

監査役に報告した者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止します。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役3名の内2名は社外監査役で構成し、客観性及び透明性を確保します。

監査役は、取締役会の他重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を直接確認するため、重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めることができる。また、定期的に取り締役と会合を行い、当社が対処すべき課題や当社を取り巻くリスク等について意見交換を行っております。

監査役がその職務の遂行について生ずる費用の前払い等を請求した場合は、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用の前払い等の処理を行うものとします。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- 1) 当社はコンプライアンスの遵守を経営の基本方針として位置づけており、反社会的勢力に対して毅然たる態度で臨み一切関係を持たないことが社会的責任を果たしていくうえで重要であります。
- 2) 社内体制については、管理部を中心とし、また、顧問弁護士や外部機関と連携をして、反社会的勢力に対して有効かつ迅速な対応を図ります。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成28年 5月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,227,787	流 動 負 債	620,849
現 金 及 び 預 金	584,089	工 事 未 払 金	263,944
受 取 手 形	96,867	買 掛 金	40,065
完 成 工 事 未 収 入 金	386,874	1年内返済予定の長期借入金	88,272
売 掛 金	15,324	リ ー ス 債 務 金	3,052
未 成 工 事 支 出 金	101,201	未 払 金	66,061
未 掛 販 売 用 不 動 産	6,210	未 払 費 用	12,104
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	15,401	未 払 法 人 税 等	48,985
前 払 費 用	3,934	未 払 消 費 税 等	10,356
繰 延 税 金 資 産	6,212	未 成 工 事 受 入 金	27,216
そ の 他	17,324	預 り 金	1,872
貸 倒 引 当 金	△5,651	前 受 収 益	305
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	58,367
		そ の 他	245
固 定 資 産	1,168,215	固 定 負 債	406,152
有 形 固 定 資 産	690,790	長 期 借 入 金	316,360
建 物	50,309	資 産 除 去 債 務	5,802
構 築 物	142	繰 延 税 金 負 債	72,946
機 械 及 び 装 置	227,708	リ ー ス 債 務	10,105
車 両 運 搬 具	4,993	そ の 他	938
工 具、器 具 及 び 備 品	310		
土 地	395,240	負 債 合 計	1,027,002
リ ー ス 資 産	12,084	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	1,626	株 主 資 本	1,285,551
ソ フ ト ウ ェ ア	1,560	資 本 金	335,164
電 話 加 入 権	66	資 本 剰 余 金	343,931
投 資 そ の 他 の 資 産	475,798	資 本 準 備 金	315,794
投 資 有 価 証 券	326,293	そ の 他 資 本 剰 余 金	28,136
破 産 更 生 債 権 等	140	利 益 剰 余 金	606,455
長 期 前 払 費 用	3,315	そ の 他 利 益 剰 余 金	606,455
保 険 積 立 金	11,172	特 別 償 却 準 備 金	124,619
長 期 貸 付 金	126,826	繰 越 利 益 剰 余 金	481,836
そ の 他	5,722	評 価 ・ 換 算 差 額 等	81,049
貸 倒 引 当 金	7,549	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	81,049
	△5,221	新 株 予 約 権	2,400
		純 資 産 合 計	1,369,000
資 産 合 計	2,396,003	負 債 ・ 純 資 産 合 計	2,396,003

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損 益 計 算 書

(平成27年 6 月 1 日から)
(平成28年 5 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	2,114,524
売上原価	1,439,928
売上総利益	674,595
販売費及び一般管理費	465,357
営業利益	209,238
営業外収益	
受取利息	353
有価証券利息	14,030
売電収入	32,853
受取助成金等	15,061
不動産賃貸収入	4,367
その他	2,040
営業外費用	
支払利息	3,426
減価償却費	21,387
売電費用	3,000
貸倒引当金繰入	1,400
株式交付費	8,153
その他	154
経常利益	37,523
特別利益	240,422
固定資産売却益	953
特別損失	
投資有価証券評価損	1,850
税引前当期純利益	1,850
法人税、住民税及び事業税	239,525
法人税等調整額	80,095
当期純利益	△4,831
	75,263
	164,261

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(平成27年6月1日から
平成28年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					特別償却準備金	繰越利益剰余金	
当期首残高	185,012	165,642	—	165,642	149,543	292,650	442,194
当期変動額							
当期純利益						164,261	164,261
自己株式の処分			28,136	28,136			
新株の発行	150,152	150,152		150,152			
特別償却準備金の取崩					△24,923	24,923	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	150,152	150,152	28,136	178,289	△24,923	189,185	164,261
当期末残高	335,164	315,794	28,136	343,931	124,619	481,836	606,455

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△11,904	780,944	115,467	115,467	—	896,411
当期変動額						
当期純利益		164,261				164,621
自己株式の処分	11,904	40,040				40,040
新株の発行		300,304				300,304
特別償却準備金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△34,418	△34,418	2,400	△32,018
当期変動額合計	11,904	504,607	△34,418	△34,418	2,400	472,589
当期末残高	—	1,285,551	81,049	81,049	2,400	1,369,000

※単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産

評価基準は原価法(収益の低下による簿価切下げの方法)

原材料

移動平均法による原価法

未成工事支出金

個別法による原価法

仕掛販売用不動産

個別法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建 物 13～36年

構 築 物 8～10年

機 械 及 び 装 置 6～17年

車 両 運 搬 具 2～6年

工具、器具及び備品 2～20年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間均等償却する方法によっております。

(2) ソフトウェア(リース資産を除く)

社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

完成工事補償引当金

建設工事の補償工事費に充当するため、過年度の実績を基準として計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

工事売上高及び完成工事原価の計上基準

イ 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事（工期がごく短期間のものを除く）

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

ロ その他の工事

工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等は、発生事業年度に費用処理しております。

表示方法の変更

（損益計算書関係）

前事業年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「為替差益」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 105,999千円
2. 担保に供している資産とこれに対応する債務は、次のとおりであります。
 - (イ) 担保に供している資産
 - 土 地 344,764千円
 - (ロ) 上記に対応する債務
 - 1年内返済予定の長期借入金 13,992千円
 - 長期借入金 169,190千円
3. 取締役、監査役に対する金銭債権及び金銭債務
 - 金銭債権 100千円

損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式数				
普通株式	619,500	108,000	—	727,500
合計	619,500	108,000	—	727,500
自己株式				
普通株式	14,400	—	14,400	—
合計	14,400	—	14,400	—

(変動の概要)

普通株式の増加及び減少の主な内訳は、次のとおりであります。

公募増資による増加 108,000株

自己株式の処分による減少 14,400株

2. 新株予約権に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数				当事業年度末 残高 (千円)
			当事業 年度期首	増加	減少	当事業 年度末	
提出会社	平成27年ストック・オプション 新株予約権	普通株式	—	—	—	—	2,400
合計			—	—	—	—	2,400

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

貸倒引当金	3,327千円
未払事業税	3,890千円
完成工事補償引当金	17,802千円
その他	4,161千円
繰延税金資産小計	29,180千円
評価性引当額	△21,729千円
繰延税金資産合計	7,451千円

繰延税金負債

特別償却準備金	38,108千円
その他有価証券評価差額金	35,568千円
その他	509千円
繰延税金負債合計	74,186千円
繰延税金資産（△負債）の純額	△66,734千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

社用車（車両運搬具）及び事務用機器（工具、器具及び備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、一時的に生じる余資を安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である、完成工事未収入金及び受取手形は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である、工事未払金及び買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

借入金、営業取引に係る資金調達であり、返済期日は決算日後、最長で8年2ヶ月後であります。このうち一部は、金利変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、資金運用目的の債券及び取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。未回収の場合は、適切な保全措置をとることとしております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金の支払金利の変動リスクに対して、借入金の一部について金利の固定化を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門の報告を受け管理部が月次に資金繰計画を作成すること等の方法により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合に合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年5月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	584,089	584,089	—
(2) 受取手形	96,867	96,867	—
(3) 完成工事未収入金	386,874	386,874	—
(4) 投資有価証券	326,293	326,293	—
資産計	1,394,124	1,394,124	—
(1) 工事未払金	263,944	263,944	—
(2) 買掛金	40,065	40,065	—
(3) 長期借入金 (※)	404,632	410,296	5,664
負債計	708,642	714,307	5,664

※ 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 完成工事未収入金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

(1) 工事未払金、(2) 買掛金

これらは、短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	584,089	—	—	—
受取手形	96,867	—	—	—
完成工事未収入金	386,874	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券	—	—	326,293	—
合計	1,067,831	—	326,293	—

(注) 3. 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	88,272	88,272	83,272	17,602	13,992	113,222
合計	88,272	88,272	83,272	17,602	13,992	113,222

賃貸等不動産に関する注記

当社では、山口県において、賃貸住宅及び土地を有しております。平成28年5月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は3,328千円（賃貸収益は営業外収益、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当事業年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

貸借対照表計上額（千円）			当事業年度末の時価 （千円）
当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
42,648	△884	41,764	40,067

（注）１．貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

２．当事業年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費884千円であります。

３．期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額によっております。ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

１株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| １． １株当たり純資産額 | 1,878円49銭 |
| ２． １株当たり当期純利益 | 233円52銭 |

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 7 月 14 日

株式会社エムビーエス
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 吉 川 秀 嗣 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 大 神 匡 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エムビーエスの平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めました。また、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年7月15日

株式会社エムビーエス 監査役会

常 勤 監 査 役	宮 崎 修 五 ㊞
社 外 監 査 役	久 保 田 克 秀 ㊞
社 外 監 査 役	前 田 隆 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

(1) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)(以下、「改正会社法」といいます。)により、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。

取締役会の監査・監督機能の強化を図り、経営の公正性・透明性・迅速性を確保し、より高いコーポレート・ガバナンスを確立させるため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することとし、当該移行に必要な定款の一部を変更するものであります。

(2) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条目的につきまして、事業目的を追加するものであります。

(3) その他、一部字句の修正、条文の明確化および上記の変更に伴う条数等を変更いたします。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本定款変更案は、本総会の終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略) 第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 9. (条文省略) 10. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定<u>及び</u>これらの代理<u>並びに</u>コンサルティング 11. 重油、灯油、潤滑油等の石油製品の輸入<u>及び</u>販売 12. (条文省略) 13. 複合商業施設<u>及び</u>複合レジャー施設の企画、開発<u>並びに</u>経営 14. ～15. (条文省略) 16. 職業能力の開発<u>及び</u>職業教育訓練施設の運営 17. 情報処理<u>及び</u>情報提供サービス業 18. ソフトウェアの開発、販売、保守<u>及び</u>コンサルティング業務 19. (条文省略) (新設)	第1条 (現行どおり) 第2条 (目的) 当社は次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 9. (現行どおり) 10. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡旋、鑑定<u>および</u>これらの代理<u>ならびに</u>コンサルティング 11. 重油、灯油、潤滑油等の石油製品の輸入<u>および</u>販売 12. (現行どおり) 13. <u>スポーツ施設、複合商業施設および複合レジャー施設の企画、開発、経営ならびに経営に係るコンサルティング事業</u> 14. ～15. (現行どおり) 16. 職業能力の開発<u>および</u>職業教育訓練施設の運営 17. 情報処理<u>および</u>情報提供サービス業 18. ソフトウェアの開発、販売、保守<u>および</u>コンサルティング業務 19. (現行どおり) 20. <u>建設用仮設機材および機械の開発、製造、販売、リース、レンタル</u>

現行定款	変更案
(新設)	<u>21. 食料品、飲料品、酒類、衣料品、日用雑貨品の販売および斡旋</u>
(新設)	<u>22. 介護保険法に基づく居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業および老人福祉法に基づく有料老人ホーム事業ならびに介護事業に関するコンサルティング事業</u>
(新設)	<u>23. 農作物の生産、加工、販売</u>
(新設)	<u>24. 農作物の貯蔵、運搬</u>
(新設)	<u>25. 農業生産に係る作業委託</u>
(新設)	<u>26. 農園休憩宿泊施設の経営</u>
(新設)	<u>27. 飲食業の経営</u>
<u>20.</u> (条文省略)	<u>28.</u> (現行どおり)
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
第4条 (機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人	第4条 (機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (条文削除) (3) 会計監査人

現行定款	変更案
第5条～第7条（条文省略） 第8条（単元未満株式についての権利） （条文省略） （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 第9条～第18条（条文省略） 第4章 取締役および取締役会 第19条（員数） 当会社の取締役は、<u>10名以内とする。</u> （新設） 第20条（選任方法） 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u> （条文省略）	第5条～第7条（現行どおり） 第8条（単元未満株式についての権利） （現行どおり） （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 第9条～第18条（現行どおり） 第4章 取締役および取締役会 第19条（員数） 当会社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、<u>8名以内とする。</u> ② <u>当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> 第20条（選任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議により選任する。</u> （現行どおり）

現行定款	変更案
第21条（任期） 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> （新設） （新設）	第21条（任期） 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （条文削除） ② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> ③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。	第22条（代表取締役および役付取締役） 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役若干名を定めることができる。

現行定款	変更案
第23条 (条文省略) 第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集通知の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 (新設)	第23条 (現行どおり) 第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 取締役の全員の同意があるときは、招集通知の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 第25条 (重要な業務執行の決定の委任) <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第25条～第27条 (条文省略) 第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社が受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。 第29条～第30条 (条文省略)	第26条～第28条 (現行どおり) 第29条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社が受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。</u> 第30条～第31条 (現行どおり)

現行定款	変更案
<u>第5章 監査役および監査役会</u>	(条文削除)
<u>第31条 (員数)</u> <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u> <u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(条文削除)
<u>第32条 (任期)</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。</u>	(条文削除)
<u>第33条 (常勤監査役)</u> <u>監査役会は、監査役の中から常勤監査役を選定する。</u>	(条文削除)
<u>第34条 (監査役会の招集通知)</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>	(条文削除)

現行定款	変更案
<u>第35条（監査役会の決議方法）</u> <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	(条文削除)
<u>第36条（監査役会の議事録）</u> <u>監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u>	(条文削除)
<u>第37条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u>	(条文削除)
<u>第38条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(条文削除)
<u>第39条（監査役の責任免除）</u> <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>	(条文削除)

現行定款	変更案
<u>第40条（監査役の責任限定契約）</u> <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u> （新設） （新設） （新設）	（条文削除） 第5章 監査等委員会 <u>第32条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> ② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u> <u>第33条（監査等委員会の議事録）</u> <u>監査等委員会の議事録については、法務省令で定めるところにより開催の日時および場所ならびに議事の経過の要領およびその結果、その他の事項を書面または電磁的記録をもって議事録を作成する。議事録には、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>

現行定款	変更案
(新設) 第 6 章 会計監査人 第<u>41</u>条～第<u>42</u>条 (条文省略) (新設) 第<u>43</u>条～第<u>47</u>条 (条文省略)	<u>第34条 (監査等委員会規程)</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u> 第 6 章 会計監査人 第<u>35</u>条～第<u>36</u>条 (現行どおり) <u>第37条 (会計監査人の報酬等)</u> <u>会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u> 第<u>38</u>条～第<u>42</u>条 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、本総会終結のときをもって取締役全員（6名）が任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じです。）4名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当 社の株式数
1	山 本 貴 士 (昭和47年7月17日生)	平成5年1月 足場業を個人創業（屋号 プロ ジェクトBIGI） 平成9年6月 (有)アクアビギ（現 ㈱エムビー エス）を設立 代表取締役社長 就任 平成13年7月 ㈱エムビーエスに組織変更 代表取締役社長 就任（現任） 平成19年7月 ㈱お成り道 取締役就任（現任）	190,800株
2	松 岡 弘 晃 (昭和49年5月8日生)	平成7年8月 プロジェクトBIGIに参加 平成13年7月 当社取締役 就任（現任） 平成18年2月 当社東京支店長 就任（現任） 平成21年12月 当社ホームメイキャップ事業本 部副本部長 就任 平成23年11月 当社ホームメイキャップ事業本 部本部長 就任（現任）	12,000株
3	高 木 弘 敬 (昭和50年1月5日生)	平成14年2月 当社入社 平成16年7月 当社営業部長 就任 平成20年8月 当社取締役 就任（現任） 平成21年12月 当社ホームメイキャップ事業本 部副本部長 就任 平成23年11月 当社本店長 就任（現任） 平成28年6月 当社ホームメイキャップ事業本 部本部長 就任（現任）	4,700株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位及び担当	所有する当 社の株式数
4	栗 山 征 樹 (昭和37年12月7日生)	昭和60年4月 ㈱芙蓉総合リース 入社 平成元年1月 同社 退社 平成2年12月 ㈱ナイルス(現：㈱ヴァレオジャ パン) 入社 平成9年3月 同社 退社 平成9年4月 ㈱ベル洋装店 取締役就任 平成14年1月 同社 代表取締役就任 平成16年9月 ㈱ベルックスコーポレーション 代表取締役就任 平成19年7月 当社 入社 平成21年2月 当社管理部長 就任 平成23年8月 当社取締役 就任(現任) 平成28年6月 当社経営企画室長 就任(現任)	1,100株

(注) 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位	所有する当 社の株式数
1	井野口 房 雄 (昭和32年9月17日生)	平成7年10月 (株)社長室を設立 専務取締役 就任 平成13年7月 当社取締役 就任(現任) 平成21年4月 (財)経営会議倶楽部設立 代表理事 就任 平成24年4月 (株)夢のかけはし取締役 就任 平成26年4月 (株)インキュベーション&リボーンを設立 代表取締役 就任(現任) 平成26年6月 (株)夢のかけはし代表取締役 就任	15,400株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、重要な兼職状況、当社における地位	所有する当 社の株式数
2	伊 藤 尚 毅 (昭和47年7月19日生)	平成13年8月 当社社外取締役 就任(現任) 平成15年6月 ㈱シーエーエー社外取締役 就任 平成15年12月 中日本自動車総合卸センター㈱ (現：㈱シーエーエー)社外取締 役 就任 平成16年2月 アートウェッブハウス㈱社外取 締役 就任 平成16年11月 ㈱シーエーエー取締役事業開発 本部長 就任 平成19年1月 アント・キャピタル・パートナ ー㈱ 入社(現任) 平成19年1月 ㈱ジャパン・リリーフ代表取締 役社長 就任 平成21年3月 ㈱アクティヴィジョン取締役 就任 平成23年3月 menue㈱(現：㈱ビーグリー)取締 役 就任 平成25年11月 ㈱ムーンスター取締役 就任(現任)	6,000株
3	前 田 隆 (昭和47年5月19日生)	平成8年7月 伊藤博税理士事務所(現：伊藤 隆啓税理士事務所)入社 平成12年4月 ㈱ディー・ブレイン九州入社 平成13年6月 同社取締役コンサルティング部 長 就任 平成21年7月 同社代表取締役 就任 平成21年10月 ㈱ポルコロッソ監査役 就任(現 任) 平成24年8月 当社社外監査役 就任(現任) 平成26年8月 LIEN ㈱ 取 締 役 就 任 (現 任) 平成26年9月 ㈱トライアンド設立 代表取締役 就任(現任) 平成27年5月 五洋食品産業㈱取締役 就任(現任) 平成28年2月 ㈱フロンティア取締役 就任(現任) 平成28年6月 ㈱アクアネット広島取締役 就任(現任)	—

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 伊藤尚毅氏、前田隆氏は、社外取締役候補者であります。

3. 当社は伊藤尚毅氏を、株式会社東京証券取引所および証券会社法人福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。

4. 社外取締役候補者に関する特記事項は、以下のとおりであります。

(1) 社外取締役候補者の選任理由について

伊藤尚毅氏につきましては、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験を当社の経営全般の監視に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

前田隆氏は、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (2) 社外取締役候補者が社外取締役および社外監査役に就任してからの年数について
伊藤尚毅氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって15年となります。

前田隆氏の社外監査役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって4年となります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件

平成26年8月28日開催の第17期定時株主総会において、取締役の報酬額は「年額100百万円以内」(ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)とご承認いただいております。

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行後の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額を「年額100百万円以内」とすること、ならびに各取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する具体的金額および支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとしたしたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものいたします。

現在の取締役は6名ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は4名(うち社外取締役0名)となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、当社は、監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案するとともに、今後のコーポレートガバナンス体制の一層の強化に備えるため、監査等委員会設置会社へ移行後の監査等委員である取締役の報酬等の額を「年額40百万円以内」とすること、ならびに各監査等委員である取締役に対する具体的金額および支給の時期等を監査等委員である取締役の協議によるものといいたしたいと存じます。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以 上

〈メ モ 欄〉

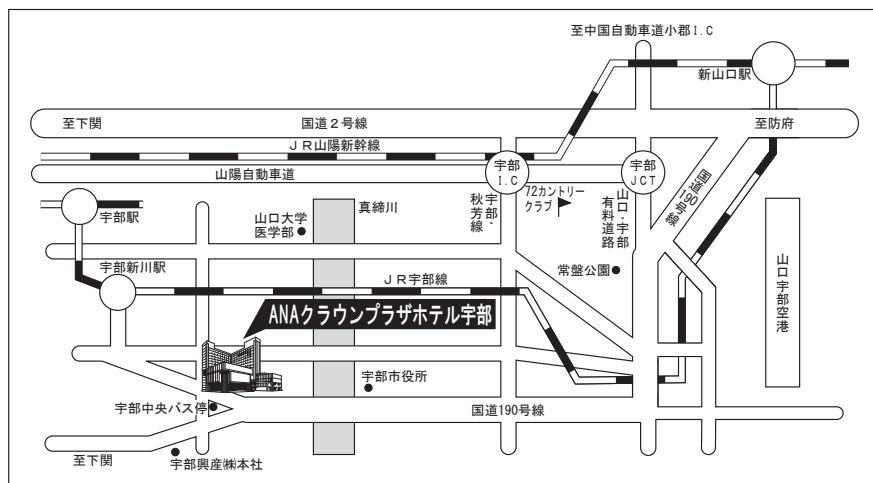
This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

定時株主総会会場ご案内図

会場 山口県宇部市相生町8番1号

ANAクラウンプラザホテル宇部 2階「弥生の間」

電話：0836-32-1112



交通のご案内

- 東京から 全日空で(山口宇部空港)ー1時間30分
山口宇部空港より車で10分
- 大阪から 新幹線で(新山口駅)ー2時間40分
- 博多から 新幹線で(新山口駅)ー1時間
JR新山口駅より車で30分または、特急バス「白鳥号」で40分、
宇部中央バス停下車、徒歩1分
- JR宇部新川駅より徒歩5分
- 山陽自動車道 宇部下関線 宇部I.Cより10分